

2018年度募集要項

日本人留学生助成

公益財団法人 KDDI 財団

公益財団法人 KDDI 財団は、国際的視野に立ち、幅広い人々との国際間交流の振興を図り、調和ある健全な世界の発展に寄与することを目的とし、海外留学を志す学生を支援いたします。

1. 申請資格

- (1) 留学する確固とした意志のある者（助成決定の後、就職等で辞退しないこと）
- (2) 日本国籍を有する者（在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者は応募不可）
- (3) 2018年4月1日現在35才以下である者
- (4) 申込時に当財団が推薦を依頼する大学院（以下、「指定校」と表記）に在籍し、日本国内に居住している者（助成時に修了している者も応募可）
- (5) 助成開始時に、団体、組織等との間に雇用契約がない者（ただし、留学先大学から支給される奨学金や、TA、RA 等による収入を除きます）

2. 研究内容

法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野において、国際的視野に立ち、社会に貢献するテーマの研究

* 情報通信分野の進歩、発展に貢献するものを優先しますが、この限りではありません。

* 芸術、文学関連領域の研究、語学留学は対象外

3. 助成の内容

- (1) 対象人数 2名程度
- (2) 対象留学 2018年4月1日以降2019年3月31日までに開始される留学
(留学期間は1年以上であること)
- (3) 助成金額 20万円/月 最長2年間(480万円)
別途支度金300万円～400万円程度(前年度実績350万円)
* 学費、渡航費、生活費の一部とすることとし、返済義務は負わない
* 支度金は、留学期間、留学先、研究内容により金額が異なります
- (4) 支払方法 円建で日本国内開設の口座に入金(毎月)
* 1ヶ月前倒しで支給(留学開始1ヶ月前～留学終了前月まで)
- (5) 留学先 指定なし
- (6) 報告の義務 助成金受給者には、報告書をご提出頂きます
・ 1年以上1年半未満の留学：留学終了時に「成果報告書」を提出
・ 1年半以上の留学：留学開始1年後に「進捗状況報告書」
留学終了時に「成果報告書」を提出
* 報告書のひな形は別途個人宛に送付します
なお、報告の義務を怠った場合、助成金を返納していただくことがあります

4. 応募書類

<応募時>

1. 「2018年度日本人留学生助成申請書」(全5ページ<含むP.5「指導教員推薦書」>)
2. 「在学証明書」
3. 留学先国の公用語習得レベル証明書(例 TOEFL 結果)
4. 研究論文1点(A4サイズで10枚までのもの)・・・任意提出

<留学決定時>

留学先大学の許可証明(遅くとも留学開始1ヶ月前までに提出)

<留学開始後>

留学先大学の在学証明書(留学期間明記)

その他

(1) 助成の停止、取消等

下記事項のいずれかに該当する場合は、助成の停止また取消、すでに給付した助成金の全額または一部を返納していただく場合もあります

- ① やむをえない事由(病気等)により研究を継続することが困難であると認められる場合
- ② 虚偽の申告又は記載事項の一方向的な変更を行った場合
- ③ 受給資格を喪失した場合
- ④ その他当財団の助成の趣旨に反する事情がある場合

(2) 個人情報の保護と開示について

個人情報については法律および内部規程に則り、適切な取扱いを行います。ただし、対象者の助成情報は原則として公開とし、当財団ホームページおよび当財団で発行する機関誌に掲載します。

(3) 内定

内定は書類審査を経て、2018年1月下旬～2月初旬頃大学の担当者へ通知いたします。審査の経過及び内容はお知らせできませんので、予めご了承ください。

(4) 決定

3月開催の理事会にて決定いたします。

なお、本プログラム指定期間以内に留学を開始できない場合には、助成を取り消します。

(5) 助成金等の贈呈

贈呈の詳細については、決定を通知する際にお知らせいたします。

(6) 辞退

審査中、内定通知後にかかわらず、辞退される場合には速やかにご連絡ください。